

令和5年度 第5回鎌倉市生活環境整備審議会会議録（概要）

- 1 **開催日時** 令和5年（2023年）7月20日（木）午前10時15分から午前11時10分まで
- 2 **開催場所** 鎌倉市役所第3分庁舎 講堂
- 3 **出席者** 岡山会長、大西副会長（リモート）、荒井委員、吉田委員（リモート）
- 4 **事務局** 能條環境部長、不破環境部次長兼ごみ減量対策課担当課長、和田環境部次長兼環境センター担当課長、下澤環境施設課長、月花環境センター担当課長兼環境施設課長北川環境センター課長補佐、鬼頭環境施設課担当係長、田中環境施設課担当係長、大島環境施設課兼ごみ減量対策課主事
- 5 **傍聴者** 1名

6 議 題

- (1) 開会
- (2) 確認事項
第4回鎌倉市生活環境整備審議会会議録の確認について
- (3) 審議事項
鎌倉市名越中継施設整備基本計画（素案）について
- (4) その他
答申について

7 配布資料

- ・【資料1】第4回鎌倉市生活環境整備審議会会議録（概要）（案）
- ・【資料2】鎌倉市名越中継施設整備基本計画（素案）
- ・【参考資料1】鎌倉市生活環境整備審議会条例
- ・【参考資料2】鎌倉市生活環境整備審議会条例施行規則
- ・【参考資料3】鎌倉市生活環境整備審議会委員名簿

8 会議の概要

主な内容は次のとおり。

岡山会長

次第2確認事項（1）第4回鎌倉市生活環境整備審議会会議録の確認について事務局から説明をお願いしたい。

事務局

資料1「第4回鎌倉市生活環境整備審議会会議録（概要）（案）」に沿って説明する。

令和5年5月23日に開催した第4回審議会の会議録（案）について内容の確認をお願いしたい。

岡山会長

ただいまの説明について、意見や質問をいただきたい。

委員一同

＜意見等なし・了承＞

岡山会長

それでは、第4回鎌倉市生活環境整備審議会会議録（概要）は確定とする。事務局においては、公開の進捗を進めてもらいたい。

続いて、次第3審議事項（1）鎌倉市名越中継施設整備基本計画（素案）について、事務局から説明をお願いしたい。

下澤課長

資料2「鎌倉市名越中継施設整備基本計画（素案）」に沿って説明する。

今回示した基本計画素案は、第4回生活環境整備審議会における議論を踏まえ、表現等の修正を行うとともに、庁内関係部署の意見等を反映させたものである。

第1章「計画策定の背景と目的」では、1ページから3ページにかけて、計画策定の背景と目的を示した。1ページには、計画策定の背景として、第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画の基本理念である「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現に向けて、廃棄物処理施策を展開していること、令和6年度末をもって本市唯一の焼却施設である名越クリーンセンターの稼働を停止し、逗子市及び葉山町とのごみ処理広域化を実施すること、その広域化処理の実施に向け、名越クリーンセンター焼却施設跡地にごみ中継施設の整備を計画していることを記載した。2ページには、計画策定の目的として、名越中継施設の整備に当たり必要な機能、仕様、運用等を定め、適切な施設整備を図ることを記載した。3ページには、基本方針として、前回の素案では、環境省の「廃棄物処理施設整備計画」の基本理念を記載していたが、記載を簡素化した。基本方針としては、地域の実情に合致した新しい価値を提供できる施設整備を前提とし、計画地の立地条件、中継施設に必要な建築面積等の条件の中で、安定的なごみ処理体制の実現に貢献できる施設整備に努めることに修正した。

第2章「計画条件の整備」では、4ページから11ページの前半にかけて、整備計画地の概要を記載した。4ページには、整備計画地は名越クリーンセンターの用地であること、地形条件として接する道路や近隣の土地利用、計画地は南北方向に8m程度の高低差があることを記載し、位置図及び航空写真を示した。5ページには、都市計画条件として、都市計画や建築基準法等に関する都市計画条件等を一覧にして示すとともに、6ページには、都市計画図、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域図を示した。7ページから10ページにかけては、地質条件として、令和4年度に実施したボーリング調査結果を掲載した。11ページには、ユーティリティ条件を記載した。

また、同ページ「2 稼働開始年度」では、前回作成中としていたが、ごみ中継施設の施工実績のある事業者は、本市の諸条件を加味したヒアリングを行い、解体から施設稼働まで、最短で3年程度かかる見込みとの見解が示されたことから、「令和10年度中の稼働を目指す」とした。整備期間が延長した理由として、新型コロナウイルス感染症の影響で事業を中断した先行案件が再開し事業者は受注過多状態であること、作業員の働き方改革が進みいわゆる突貫工事は不可能であること、社会情勢の変化に伴い建築資材入手期間が長期化していること、整備計画地の条件から平地整形地と比較し設計・施工に時間を要することが挙げられる。「3 受入対象ごみ」に受入対象ごみを記載した。なお、これまでの意見を踏まえ、災害時の対応として、通常災害時は、

可能な範囲で対象ごみを受け入れる旨をなお書きで追記した。12 ページには、搬送経路を記載した。本施設の搬出入経路では、留意事項 6 点を整理した。また、参考として、令和 3 年度の名越、今泉両センターの搬入車両台数実績を記載し、搬出入車両の削減方法を講じる必要がある旨を記載した。逗子市既存焼却施設への搬送経路、民間事業者への搬送経路では、搬送経路は関係機関と協議の上、設定することを示した。13 ページ「5 関係法令の整理」は、前回「精査中」としていたが、関係部署の意見照会により、関係する法令とその内容について整理した。なお、一部調整中であることを了承いただきたい。

第 3 章「計画ごみ搬入量・施設規模の算定」では、14 ページから 19 ページにかけて、計画ごみ搬入量、施設規模の算定を記載した。14 ページ計画ごみ搬入量の設定では、令和 10 年度から令和 16 年度までの間におけるごみ搬入量の予測値を最大値から算出することを示し、参考として平成 29 年度から令和 3 年度のごみ搬入量の実績を記載した。16 ページ（2）計画ごみ搬入量の設定では、稼働開始年度を令和 10 年度に設定したことに伴い、計画ごみ搬入量を令和 10 年度の 29,766 t に再設定した。また 17 ページから 19 ページにかけて「2 施設規模の設定」では、施設規模となる日量を算出した。計画ごみ搬入量を令和 10 年度に再設定したことにより改めて算定したが、施設規模の日量 120 t に変更はなかった。

第 4 章「処理方式の整理・検討」では、処理方式の整理として、20 ページには中継施設の処理方式の比較を、21 ページには他自治体等における処理方式の採用事例を記載した。22 ページには処理方法の選定として、臭気や粉じん等の環境保全性、輸送効率、経済性の 3 つの観点を踏まえ、「コンパクト・コンテナ方式」を採用することを記載した。23 ページ「3 系列数の検討」では、これまでの審議を踏まえ、リード部分でリスク管理のために 2 系列を備えておくことが望ましい旨を記載した上で、処理能力、トラブル対応の整理、プラントメーカーのヒアリング結果等から、1 系列で対応可能と判断した。この部分については、議論をいただいたところであるが、今後、設計・施工と進めていく上で、市の考えとして系列数は 1 系列と整理した。24 ページに参考として「コンパクト・コンテナ方式」におけるトラブルに対する処置事例等を記載した。25 ページには、搬入・搬出条件として、施設の稼働時間案や搬入条件、搬出条件を記載した。搬入・搬出とも午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分の通学時間は行わないこととした。26 ページに、施設の処理フローを示した。

第 5 章「施設基本計画」では、27 ページから 31 ページにかけて設備計画を記載した。27 ページには、受入・供給設備としてごみ計量機を、28 ページにはプラットホーム、受入ホッパ、ごみ供給・搬送装置の概要を示した。28 ページのプラットホームでは、意見を踏まえ、プラットホーム内には臭気対策として脱臭装置及び消臭剤噴霧装置を設置することを追記した。また、ごみ供給・搬送装置では、図 5-3 ごみ供給・搬送装置の概念図を差し替えた。29 ページには積替え・搬出設備の概要、30 ページには破碎設備、集じん・脱臭設備の概要、31 ページには給水設備、排水処理設備、電気設備、計装設備、搬送用車両駐車スペース、搬送用コンテナストックヤードの概要を示した。32 ページから 37 ページにかけて土木・建築計画を記載した。32 ページには土木計画と建築計画としての平面・断面計画、構造計画を示した。33 ページには耐震安全性を示し、中継機能以外にも、環境学習機能やコミュニティ機能を持たせることから、環境省手引き等に基づき、構造体はⅡ類、建築非構造部材は B 類、建築設備は乙類とすること、表 5-4 において、鎌倉市災害廃棄物処理計画から適用する災害等の考え方を示し、中継機能継続の対象はトラブル時及び通常災害時とすることを記載した。36 ページには、建築設備計画として、建築機械設備、建築電気設備を示し、(イ) 建築電気設備では、意見を踏まえ、表 5-6 建築電気設備中、照明設備の計

画方針において、「一部太陽光発電設備の設置など自然エネルギーの利用を積極的に図る」の補足として、カッコ書きで「事務所機能部分程度の利用」を追記した。37 ページには、外構計画として、構内通路、洗車設備、搬送用車両駐車スペース（搬送用コンテナストックヤード）、雨水排水、緑地計画を示した。38 ページには施設配置計画・動線計画として、施設配置計画の考え方を示した上で、施設配置計画図案を記載した。39 ページには、動線計画の考え方を示し、搬入車両、搬出車両、一般車両それぞれの動線計画案を記載した。41 ページ「4 地域住民還元策」では、見出しから「負担軽減策」を削除した。また、住民還元策は地域住民と協議していくこととし、環境学習機能、コミュニティスペース、その他公共施設・公共設備の整備に、それぞれ記載していた導入イメージを削除した。42 ページには、脱炭素関連計画として、省エネルギー設備、再生可能エネルギー等の導入に向けた基本的な考え方を示した。(2)再生可能エネルギー等の導入では、36 ページの照明設備の変更に伴う文言を修正し、平常時は事務所機能部分の照明設備等に利用するとした。

第6章「公害防止計画」では、43 ページから 46 ページにかけて公害防止計画を示した。公害防止基準として、43 ページには大気汚染、水質汚濁、44 ページには騒音、振動、45 ページには悪臭を、それぞれの基準を示すとともに対策の考え方を整理した。また、環境保全対策として大気汚染、水質汚濁、騒音に関する対策を、46 ページには、振動、悪臭に関する対策を示した。

第7章「管理運営計画」では、47 ページから 49 ページにかけて管理運営計画を示した。47 ページには、施設稼働時間案や安全衛生計画を、48 ページには、作業環境対策や車両通行対策、安全対策、災害対策を示した。49 ページ(1)トラブル発生時・通常災害時では、意見を踏まえ、通常災害時も可能な範囲で対象ごみを受け入れる旨を追記した。また、2つ目の段落に、トラブル発生時及び通常災害時の対応を追記した。なお、意見のあったBCPについては、本計画が施設整備の基本計画であり、非常災害時の対応は、「鎌倉市災害廃棄物処理計画」に基づき対応することから、本計画には追記していない。

第8章「事業手法の検討」では、50 ページから 53 ページにかけて事業方式の種類と評価を行った。50 ページから 51 ページは事業方式の整理を行い、51 ページから 52 ページでは、事業方式、DB方式、DB+0方式、DBO方式の比較・検討を行った。また、これらの検討を踏まえ、事業方式は、公設民営方式を基本に、詳細を検討していくことを示した。54 ページから 55 ページにかけて、発注方式の種類と評価を行った。54 ページでは、発注方式の種類を整理し、55 ページでは発注方式の評価を行った上で、本施設の整備に係る発注方式は、公募型プロポーザル方式が望ましい旨を示した。

第9章「施設整備スケジュール」については、前回まで作成中としていたが、令和10年度中の稼働開始に合わせて、各工程を整理した。

最後に、前回まで概算工事費、維持管理費として章立てをしていた部分については、現時点で精査が困難であることから、超概算的な金額を示すことで、金額の独り歩きにより、金額ありきになることを避けるため、本計画では示さないことと整理した。

説明は以上である。

岡山会長

ただいまの事務局からの説明について、意見・質問等をいただきたい。

荒井委員

47 ページ「2 安全衛生計画」において、フルプルーフ化の対策として記載されている内容はソフト面での対策であるため、ハード面での対策を記載する必要がある。

下澤課長

内容を確認し、修文する。

大西副会長

43 ページ表 6-1 のタイトルについて、下水法上、「下水道排除基準」ではなく「下水排除基準」が正しいのではないか。

下澤課長

確認し、必要に応じて改める。

荒井委員

他市の事例等を参考に 1 系列でも安定的な稼働が可能とのことであるが、他市において長期間停止した事例があるか。24 ページ表 4-3 に記載されているトラブルに対する処置事例では、例えば、運搬車両のトラブルがあった際は、一部ホッパに貯留することや直送することに対応できると理解してよいか。

下澤課長

そのとおりである。

岡山会長

24 ページ表 4-3 に記載されている内容は実例としてのトラブル事例であるが、災害や重大な事故が起こった場合は想定されていない。本計画では、有事の際の貯留能力は約半日分であることから施設が半日以上停止する場合の対処法についても検討する必要がある、施設の継続性を確保するため、緊急対応として油圧シリンダーの予備を置く等の対応についてこれまで検討してきた。

また、本計画において、BCP は追記しないとのことだが、本審議会において議論を重ねた部分でもあることから、事業継続性については配慮いただきたいと思う。

荒井委員

耐震安全性については、環境省手引き等に基づき、構造体はⅡ類、建築非構造部材はB類、建築設備は乙類と整理しており、構造体・建築非構造部材・建築設備いずれも人命を確保すること、機能低下を招かないことが明記されているため、計画どおりに整備できればよいと思う。

大西副会長

以前、再生可能エネルギーを何に使うのかという議論をさせていただいた。施設稼働においては、基本的に系統電源による安定供給が望ましい。今回提示のあった太陽光発電で発電した電力は事務所機能の一部に使用することでよいと思う。太陽光発電で発電した電力については、平常時も地域住民に還元できればよいと思ったが、施設の立地条件から十分な発電量は見込めないことから、事務所機能部分に使用することでよいだろう。

下澤課長

計画地の立地条件等を加味し、屋上等に全面的に太陽光発電を設置できるか検討が必要であり、どの程度電力が発生されるか検討に至っていない。平常時にも再生可能エネルギーが市民等に還元できるかについては設計を進めていく上で、検討したい。なお、蓄電池の設置についても併せて検討していく。

岡山会長

EV や PHV の導入も検討していることでよいと思う。設置規模や発電量の検討まで至っていないとのことであるが、基本計画（素案）には 10 m²で 1 kW 程度と記載していることから、EV に活用した場合は、電力として不十分かもしれない。今後、様々な条件を加味して検討していくことになると思う。

地域住民還元策としては、環境学習機能、コミュニティスペース、その他公共施設・公共設備の3本柱としているが、これらについては今後地域住民と協議をしていくこととしていることから、これらの機能が全て入るわけではないと思う。発注仕様書を確定する前までに地域住民との協議の上、導入機能を確定しておく必要がある。本施設の諸条件と地域住民の要望等の優先順位がうまく合致するとよいと思う。

今回の基本計画（素案）の検討に当たり、施設規模の検討は特に重要なテーマであった。過年度実績や今後の予測等から120t/日と設定し、この施設規模の場合、1系列がよいのか2系列がよいのか複数回にわたり議論した。最終的には、諸条件等を加味した上で、1系列での運用を目指すということで整理している。

市は、第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画に記載のあるとおり、「ゼロ・ウェイストかまくら」を目指している。中継施設自体はごみの減量に係る施設ではないが、本施設を整備することで、安定的なごみ処理を行うことが最大の役割である。今後、市は、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現に向けてごみの減量・資源化を進めていくことになると思うが、ごみの減量・資源化施策を講じることができない場合の最大限のリスクをとって施設規模を設定したと理解している。

その他意見等はあるか。

委員一同

<意見等なし>

岡山会長

特に意見がなければ、本件に係る審議は今回をもって終了としたい。基本計画素案については、文言修正等の軽微な修正も含め会長に一任いただくことでよいか。

委員一同

<了承>

岡山会長

それでは審議事項については以上とし、今後、基本計画案の答申に向けて準備していく。

続いて、その他事務局から報告等はあるか。

月花課長

今後の対応について説明する。まず基本計画素案等の修正は、本日の意見等を踏まえ、会長と事務局において調整する。その上で、答申は、8月上旬を目途に会長から市長に手交をいただきたいと考えており、委員においては承知いただきたい。

また、本日の議事概要は、事務局で作成次第メールにて委員に確認の依頼をさせていただくので、協力いただきたい。なお、委員からの修正を反映した後、会長の最終確認を経て、議事概要を確定させ、公表させていただくので承知いただきたい。

本日をもって、名越中継施設整備基本計画に関する本審議会での審議は最後となり、委員の任期は、答申書の手交をもって満了となる。令和4年11月から約9か月間にわたり審議いただき、感謝申し上げます。本施設の整備に当たっては、答申いただく基本計画に基づき、今後発注仕様書を作成し、令和6年度中に施工事業者を選定していくこととなる。委員におかれては、引き続き、名越中継施設整備を始め、本市の廃棄物処理施設施策に指導を賜うようお願いしたい。

説明は以上である。

岡山会長

それでは以上をもって第5回鎌倉市生活環境整備審議会を閉会する。

以上